

## **6) 育成馬預託契約書**

**(添付) 請求明細 (育成馬)**



# 育成馬預託契約書

育成馬所有者\_\_\_\_\_（以下甲という）と受託者\_\_\_\_\_（以下乙という）とは下記表示の育成馬（以下本件育成馬という）の預託契約を締結し、その証として本書を2通作成し、各々1通宛所持する。

## 育成馬の表示

| 馬名 | 品種 | 性 | 毛色 | 生年月日 | 血統 | 摘要 |
|----|----|---|----|------|----|----|
|    | サラ |   |    |      | 父  |    |
|    |    |   |    |      | 母  |    |

### （契約の目的）

第1条 甲は、本件育成馬の飼養管理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### （預託期間）

第2条 預託期間は平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から1ヶ月間とする。

2 前項の預託期間満了までに甲または乙が更新拒絶の意思表示のないときは、同一の条件で更新されたものとする。

### （預託期間内の解約）

第3条 甲または乙は、やむを得ない事由がなければ預託期間内に本契約を解約できない。

2 やむを得ない事由があるときは、10日間の猶予期間をもって解約の申し入れをすることができる。

### （飼養費等）

第4条 甲は乙に対し、本件育成馬の飼養費（基本預託料）を別表記載のとおり合意し（消費税別途）、この飼養費と甲負担の特別料金の当月分を翌月10日限り下記乙の口座に振込んで支払う。

振込口座の表示

金融機関名 \_\_\_\_\_

口座 No. \_\_\_\_\_ 口座名 \_\_\_\_\_

- 2 乙は甲に対し、当月分の飼養費および特別料金の明細を記載した請求書を翌月5日までに送付する。
- 3 1ヶ月未満の飼養費および特別料金のうち日割可能な項目については、1ヶ月を30日の日割計算として清算する。
- 4 乙は、甲が本件育成馬の飼養費の支払いを怠りその額が \_\_\_\_\_ 円に達したときは、乙に対し代物弁済完結の意思表示を行い、本件育成馬の所有権を取得することができる。
- 5 乙は、前項の代物弁済完結の意思表示により取得した本件育成馬を第三者に売却し、その代金から売却に要した費用、未払飼養費およびこれに対する各支払期日の翌日から売却の日まで年5分の割合による遅延損害金を控除し、残余があればこれを速やかに甲に返還するものとする。

(本件育成馬の受渡等)

- 第5条 本件育成馬の預託を受け入れるとき、および本契約終了により引き渡すときは、乙の牧場で受け渡す。
- 2 甲と乙は、前項の受渡しを両者立会で行うものとする。

(乙の注意義務)

- 第6条 乙は、本件育成馬を善良な管理者の注意義務をもって飼養管理する。
- 2 乙は、第10条の解除後に生じた疾病、事故等に関しては、乙に故意または重大な過失があったときに限りその責を負う。

(事故等の報告)

- 第7条 乙は、本件育成馬に疾病(含む法定伝染病)、事故等(悪癖を含む)が生じた場合は直ちに甲に報告し、獣医師の診断書の必要あるものは添付するものとする。

- 2 乙は、疾病または事故等がその責に帰する事由によって発生した場合でなければその責を負わない。

(損害保険)

第 8 条 甲は、本件育成馬の死亡等による損害を補填するため、その選択により育成馬保険に加入するものとする。

(育成施設の利用等)

第 9 条 甲の希望により、本件育成馬が乙の牧場以外の育成・調教施設を利用する場合は、輸送費を含めた諸費用は甲の負担とする。

- 2 育成・調教施設において生じた事故、疾病に対しては、それらが乙の責に帰する事由によって発生した場合でなければ、乙はその責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第 10 条 甲、乙いずれかが本契約の条項に違背したときは、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- 2 甲の債務不履行によって本契約が解除されたときは、甲は乙に対し、解除の日の翌日から本件育成馬引取の日まで、飼養費の倍額を違約金として支払う。

(管轄裁判所)

第 11 条 甲と乙は、本契約により生じる権利義務に関する訴訟については、札幌地方裁判所をもって管轄裁判所とすることに予め合意する。

平成 年 月 日

甲 委託者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
TEL \_\_\_\_\_

乙 受託者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
TEL \_\_\_\_\_

# 請 求 明 細 (平成 年 月分)

馬 名 \_\_\_\_\_  
請求期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

| 区 分 | 基本預託料   | 特別料金の内容  |
|-----|---|--|
| 当 歳 | (月額：離乳後)<br>_____円<br>(__月～__月)<br><br>(小計 _____円)                                    | (1) 検 温 料 _____円<br>(2) 削 蹄 費 _____円<br>(3) 駆 虫 費 _____円<br>(4) 特別飼料費 _____円<br>(5) 予防接種等料 _____円<br>(6) 治 療 費 _____円<br>(7) 血 統 登 録 料 _____円<br>(8) 市 場 上 場 費 _____円<br>(9) _____円<br>(小計 _____円)   |
| 1 歳 | (月額)<br>_____円<br>(__月～__月)<br><br>(月額：調教科)<br>_____円<br>(__月～__月)<br><br>(小計 _____円) | (1) 検 温 料 _____円<br>(2) 削 蹄 費 _____円<br>(3) 駆 虫 費 _____円<br>(4) 特別飼料費 _____円<br>(5) 予防接種等料 _____円<br>(6) 治 療 費 _____円<br>(7) 血 統 登 録 料 _____円<br>(8) 市 場 上 場 費 _____円<br>(9) 育成施設利用料 _____円<br>(10) 輸 送 料 _____円<br>(11) _____円<br>(小計 _____円) |
| 2 歳 | (月額)<br>_____円<br>(__月～__月)<br><br>(月額：調教科)<br>_____円<br>(__月～__月)<br><br>(小計 _____円) | (1) 検 温 料 _____円<br>(2) 削 蹄 費 _____円<br>(3) 駆 虫 費 _____円<br>(4) 特別飼料費 _____円<br>(5) 予防接種等料 _____円<br>(6) 治 療 費 _____円<br>(7) 血 統 登 録 料 _____円<br>(8) 市 場 上 場 費 _____円<br>(9) 育成施設利用料 _____円<br>(10) 輸 送 料 _____円<br>(11) _____円<br>(小計 _____円) |
|     | (合計 _____円)   | (合計 _____円)  |

(註1) 特別料金に該当する事項を行うと合意したときはその番号に○印をつけること。  
(註2) あらかじめ料金が判明しているときは料金を記載し、判明していないときは実費と記載すること。

(消費税 \_\_\_\_\_円)

総合計 \_\_\_\_\_円

